



令和8年度

見積設計書

事業名：地籍調査事業(社会資本整備総合交付金【防災・安全交付金】)

委託番号：宍産森委第 082002 号

業務名：宍粟市地籍調査業務

工程：C、E、FⅠ、FⅡ-1、FⅡ-2、G、H工程 (10条2項委託)

業務箇所：宍粟市千種町西河内 地内他

実施

宍粟市

委 託 費				業 務 概 要
基準適用 令和8年4月1日	実 施 金 額	変 更 金 額	増減額	千種町 西河内の一部④ 調査面積：A=1.53km ² 工 程：FII-2、G、H
設 計 額 (内消費税額)	()	()	()	千種町 七野の一部① 調査面積：A=3.01km ² 工 程：FII-2、G、H
				千種町 七野の一部② 調査面積：A=1.49km ² 工 程：FII-1、FII-2、G、H
委 託 料 (内消費税額)	()	()	()	千種町 西河内の一部⑤ 調査面積：A=2.90km ² 工 程：C、E、FI、FII-1
				千種町 下河野の一部① 調査面積：A=1.44km ² 工 程：C、E、FI
				千種町 下河野の一部② 調査面積：A=2.18km ² 工 程：C

(起工又は変更の理由)

業 務 費 内 訳 書										
費 目	工 種	種 別	細 目	単 位	数	量	単 価	金 額	代 価 番 号	摘 要
直接費	直接作業費	FⅡ-2、G、H	千種町 西河内の一部④	式	1.0					各地区別算定簿より
		FⅡ-2、G、H	千種町 七野の一部①	式	1.0					各地区別算定簿より
		FⅡ-1、FⅡ-2、G、H	千種町 七野の一部②	式	1.0					各地区別算定簿より
		C、E、FⅠ、FⅡ-1	千種町 西河内の一部⑤	式	1.0					各地区別算定簿より
		C、E、FⅠ	千種町 下河野の一部①	式	1.0					各地区別算定簿より
		C	千種町 下河野の一部②	式	1.0					各地区別算定簿より
		打合せ協議	着手時・中間時1回・最終	式	1.0					
	小計									
	直接経費	旅費・交通費	千種町 七野の一部②	式	1.0					各地区別算定簿より
		旅費・交通費	千種町 西河内の一部⑤	式	1.0					各地区別算定簿より
		旅費・交通費	千種町 下河野の一部①	式	1.0					各地区別算定簿より
		旅費・交通費	千種町 下河野の一部②	式	1.0					各地区別算定簿より
		旅費・交通費	打合せ協議	式	1.0					
		電子成果品作成費	千種町 西河内の一部④	式	1.0					各地区別算定簿より
		電子成果品作成費	千種町 七野の一部①	式	1.0					各地区別算定簿より
		電子成果品作成費	千種町 七野の一部②	式	1.0					各地区別算定簿より
		電子成果品作成費	千種町 西河内の一部⑤	式	1.0					各地区別算定簿より
		電子成果品作成費	千種町 下河野の一部①	式	1.0					各地区別算定簿より
		電子成果品作成費	千種町 下河野の一部②	式	1.0					各地区別算定簿より
	小計									
直接費計		(直接作業費+直接経費)								

業 務 費 内 訳 書																					
費	目	工	種	種	別	細	目	単	位	数	量	単	価	金	額	代	価	番	号	摘	要
間接費		間接経費		諸経费率分				式		1.0											
間接費計																					
成果検定費		測量成果検定料				千種町 七野の一部②		式		1.0											各地区別算定簿より
						千種町 西河内の一部⑤		式		1.0											各地区別算定簿より
						千種町 下河野の一部①		式		1.0											各地区別算定簿より
						千種町 下河野の一部②		式		1.0											各地区別算定簿より
成果検定費計																					
業務価格						(直接費+間接費+成果検定費)															
消費税相当額								式		1.0											
合計																					

2026年度 地籍調査事業費地区別算定簿(A-1)「地上法」

				事業の種類					都道府県名	市区町村名	計画区コード	計画区名		
				地籍調査事業一般(2項委託)					兵庫県	宍粟市	20252822701	千種町西河内の一部④		
計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面積	縮尺		1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	筆の形状		(周長) ² /面積: 周長 = 7.04 32倍 0
				精度	傾斜条件	甲1	甲2	甲3	乙1	乙2	乙3	整形	不整形	
1.530 Km ²	調査前 (E, H)	308	4,968 m ²	平坦	緩傾	中傾	急1	急2	急峻	○	○	○	○	○
計画区着手年度	調査後 (F, G)	247	6,194 m ²	農I	農II	山II	山I	市I	市II	大I	大II	計画区から距離		
2025年度														

工程略称	傾斜度 α	視通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精 度 ε	谷地田 Υ	連乗計	工程実施 面積 (Km ²)	変化率	基準金額(円) (1Km ² 当り)	直接経費 (切捨・円単位)	換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	特 記 事 項 (特記係数事の内容)
C														
D														
F I														
F II-1														
F II-2								1.530						
G								1.530						
E	E													
	E 1													
	E 2													
	図面等調査													
	材料費													
H	H 1							1.530						
	H 3													
	H 2													
	複図費							(枚)						
打合せ費														
直接作業費計														
旅費														
電子成果品作成費														
直接経費計														
直接費計														
成果検定費														

2026年度 地籍調査事業費地区別算定簿(A-1)「地上法」

				事業の種類					都道府県名	市区町村名	計画区コード	計画区名	
				地籍調査事業一般(2項委託)					兵庫県	宍粟市	20252822702	千種町七野の一部①	
計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面積	縮尺	1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	筆の形状		(周長) ² /面積: 周長 = 14.94 74 倍 I 計画区から距離
					甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3	整形	不整形	
3.010 Km ²	調査前 (E, H)	184	16,359 m ²	精度	平坦	緩傾	中傾	急 1	急 2	急 峻	○		
計画区着手年度	調査後 (F, G)	148	20,338 m ²	傾斜条件	農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II	大 I	大 II	
2025年度				視通条件				○					

工程略称	傾斜度 α	視通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精 度 ε	谷地田 Υ	連乗計	工程実施 面積 (Km ²)	変化率	基準金額(円) (1Km ² 当り)	直接経費 (切捨・円単位)	換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	特 記 事 項 (特記係数事の内容)
C														
D														
F I														
F II-1														
F II-2								3.010						
G								3.010						
E	E													
	E 1													
	E 2													
	図面等調査													
	材料費													
H	H 1							3.010						
	H 3													
	H 2													
	複図費							(枚)						
打合せ費														
直接作業費計														
旅費														
電子成果品作成費														
直接経費計														
直接費計														
成果検定費														

2026年度 地籍調査事業費地区別算定簿(A-1)「地上法」

							事業の種類			都道府県名	市区町村名	計画区コード	計画区名
							地籍調査事業一般(2項委託)			兵庫県	宍粟市	20252822703	千種町七野の一部②
計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面積	縮尺	1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	筆の形状		(周長) ² /面積: 周長 = 11.27 85 倍 I 計画区から距離
					甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3	整形	不整形	
1.490 Km ²	調査前 (E, H)	159	9,371 m ²	精 度	平 坦	緩 傾	中 傾	急 1	急 2	急 峻	○		
計画区着手年度	調査後 (F, G)	128	11,641 m ²	傾斜条件	農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II	大 I	大 II	
2025年度				視通条件				○					

工程略称	傾斜度 α	視 通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精 度 ε	谷地田 Υ	連乗計	工程実施 面積 (Km ²)	変化率	基準金額(円) (1Km ² 当り)	直接経費 (切捨・円単位)	換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	特 記 事 項 (特記係数事の内容)
C														
D														
F I														
F II-1								1.490						
F II-2								1.490						
G								1.490						
E	E													
	E 1													
	E 2													
	図面等調査													
	材料費													
H	H 1							1.490						
	H 3													
	H 2													
	複図費							(枚)						
打合せ費														
直接作業費計														
旅費														
電子成果品作成費														
直接経費計														
直接費計														
成果検定費														

2026年度 地籍調査事業費地区別算定簿(A-1)「地上法」

							事業の種類			都道府県名	市区町村名	計画区コード	計画区名
							地籍調査事業一般(2項委託)			兵庫県	宍粟市	20262822701	千種町西河内の一部⑤
計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面積	縮尺	1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	筆の形状		(周長) ² /面積: 周長 = 11.82 48倍 0
					甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3	整形	不整形	
計画区着手年度	調査前 (E, H)	435	6,667	精度	平坦	緩傾	中傾	急 1	急 2	急 峻		○	計画区から距離
2026年度	調査後 (F, G)	348	8,333	傾斜条件	農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II	大 I	大 II	7.0km 区分 I (4km以上~8km未満)
				視通条件				○					

工程略称	傾斜度 α	視通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精 度 ε	谷地田 Υ	連乗計	工程実施 面積 (Km ²)	変化率	基準金額(円) (1Km ² 当り)	直接経費 (切捨・円単位)	換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	特 記 事 項 (特記係数事の内容)
C								2.900						
D														
F I								2.900						
F II-1								2.900						
F II-2														
G														
E	E							2.900						
	E 1													
	E 2													
	図面等調査													
材料費														
H	H 1													
	H 3													
	H 2													
	複図費													
打合せ費														
直接作業費計														
旅費														
電子成果品作成費														
直接経費計														
直接費計														
成果検定費														

2026年度 地籍調査事業費地区別算定簿(A-1)「地上法」

				事業の種類					都道府県名	市区町村名	計画区コード	計画区名			
				地籍調査事業一般(2項委託)					兵庫県	宍粟市	20262822702	千種町下河野の一部①			
計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面積	縮尺		1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	筆の形状		(周長) ² /面積: 周長 = 10.85 81 倍 I 計画区から距離	
				精度	傾斜条件	視通条件	甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3	整形		不整形
1.440 Km ²	調査前 (E, H)	280	m ² 5,143	精度	傾斜条件	視通条件	農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II	大 I	大 II	
	調査後 (F, G)	224	m ² 6,429	精度	傾斜条件	視通条件	農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II	大 I	大 II	

工程略称	傾斜度 α	視通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精 度 ε	谷地田 Υ	連乗計	工程実施 面積 (Km ²)	変化率	基準金額(円) (1Km ² 当り)	直接経費 (切捨・円単位)	換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	特 記 事 項 (特記係数事の内容)
C								1.440						
D														
F I								1.440						
F II-1														
F II-2														
G														
E	E							1.440						
	E 1													
	E 2													
	図面等調査													
材料費														
H	H 1													
	H 3													
	H 2													
	複図費													
打合せ費														
直接作業費計														
旅費														
電子成果品作成費														
直接経費計														
直接費計														
成果検定費														

2026年度 地籍調査事業費地区別算定簿(A-1)「地上法」

				事業の種類					都道府県名	市区町村名	計画区コード	計画区名		
				地籍調査事業一般(2項委託)					兵庫県	宍粟市	20262822703	千種町下河野の一部②		
計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面積	縮尺		1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	筆の形状		(周長) ² /面積: 周長 = 10.33 48倍 0
				精度	傾斜条件	視通条件	甲1	甲2	甲3	乙1	乙2	乙3	整形	
2.180 Km ²	調査前 (E, H)	323	m ² 6,749	平坦	緩傾	中傾	急1	急2	急峻	○	○	○	○	○
計画区着手年度	調査後 (F, G)	259	m ² 8,417	農I	農II	山II	山I	市I	市II	大I	大II			計画区から距離
2026年度														

工程略称	傾斜度 α	視通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精 度 ε	谷地田 Υ	連乗計	工程実施 面積 (Km ²)	変化率	基準金額(円) (1Km ² 当り)	直接経費 (切捨・円単位)	換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	特 記 事 項 (特記係数事の内容)
C								2.180						
D														
F I														
F II-1														
F II-2														
G														
E	E													
	E 1													
	E 2													
	図面等調査													
	材料費													
H	H 1													
	H 3													
	H 2													
	複図費													
打合せ費														
直接作業費計														
旅費														
電子成果品作成費														
直接経費計														
直接費計														
成果検定費														

C工程

工程基準額(円/km²)

(電子基準点を与点とした場合)

地区コード	
地区名	
縮尺	1/1000
標準作業量	新点 3点
観測手法	スタティック法

1. 直接人件費		内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師					人			
測量技師					人			
測量技師補					人			
測量助手					人			
測量補助員					人			
(小計)								

2. 需用費(材料費)		品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	プラスチック杭		9×9×70cm		本			
(計)								
雑品費					%			
(小計)								

3. 機械経費		品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	GNSS測量機		1級		台日			
	GNSS解析用計算機				台日			
(計)								
雑器具費					%			
(小計)								

4. 需用費(消耗品費等)				数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等					%			
(小計)								

5. 安全費(対象外)				数量	単位	単価	金額	備考
(対象外)								

6. 精度管理費				数量	単位	単価	金額	備考
精度管理費								
(小計)								

7. 工程別基準額							金額	備考
工程別基準額	(合計)							

8. 成果検定費							金額	備考
成果検定費								

E工程 工程基準額(円/km²)

調査地域(農地・林地)
 無し:関係機関等との調整
 無し:関連資料整理
 無し:住所不明所有者等の調査結果の整理
 無し:現地調査の通知
 無し:市町村境界調査
 無し:代位登記の申請
 委託割合50%:計画、地元説明会、筆界標示杭の設置

地区コード	20262822701
地区名	千種町西河内の一部⑤
縮尺	1/250~1/5000
標準作業量	1,000筆(調査前)

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
測量補助員				人			
(小計)							

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	プラスチック杭(筆界杭)	3.0×3.0×40cm		本			
(計)							
雑品費				%			
(小計)							

3. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等		%			
(小計)					

4. 安全費(対象外)	数量	単位	単価	金額	備考
(対象外)					

5. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)	

筆界点等材料費

需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	プラスチック杭(筆界杭)	3.0×3.0×40cm		本			
(計)							
雑品費				%			
材料費 合計							

E工程 工程基準額(円/km²)

調査地域(農地・林地)
 無し:関係機関等との調整
 無し:関連資料整理
 無し:住所不明所有者等の調査結果の整理
 無し:現地調査の通知
 無し:代位登記の申請
 委託割合50%:計画、地元説明会、筆界標示杭の設置

地区コード	20262822702
地区名	千種町下河野の一部①
縮尺	1/250~1/5000
標準作業量	1,000筆(調査前)

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
測量補助員				人			
(小計)							

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	プラスチック杭(筆界杭)	3.0×3.0×40cm		本			
	プラスチック杭(市区町村境界)	3.0×3.0×40cm		本			
(計)							
雑品費				%			
(小計)							

3. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等		%			
(小計)					

4. 安全費(対象外)	数量	単位	単価	金額	備考
(対象外)					

5. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)	

筆界点等材料費

需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	プラスチック杭(筆界杭)	3.0×3.0×40cm		本			
	プラスチック杭(市区町村境界)	3.0×3.0×40cm		本			
(計)							
雑品費				%			
材料費 合計							

F I 工程 工程基準額(円/km²) (D工程省略)

地区コード	
地区名	
縮尺	1/1000
標準作業量	233点(細部図根点)
観測手法	TS法

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
測量補助員				人			
(小 計)							

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	プラスチック杭	3.0×3.0×40cm		本			
(多角点)	プラスチック杭	4.5×4.5×45cm		本			
(計)							
雑品費				%			
(小 計)							

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	トータルステーション	2級		台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ		台時			
(計)							
雑器具費				%			
(小 計)							

4. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等		%			
(小 計)					

5. 安全費(対象外)	数量	単位	単価	金額	備考
(対象外)					

6. 精度管理費	数量	単価	金額	備考
精度管理費				
(小 計)				

7. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)	

8. 成果検定費	金額	備考
成果検定費		

F II-1工程 工程基準額(円/km²)

地区コード	
地区名	
縮尺	1/1000
標準作業量	2,880点(筆界点)
観測手法	TS法

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
測量補助員				人			
(小計)							

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費							
(計)							
雑品費				%			
(小計)							

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	トータルステーション	2級		台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ		台時			
(計)							
雑器具費				%			
(小計)							

4. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等		%			
(小計)					

5. 安全費(対象外)	数量	単位	単価	金額	備考
(対象外)					

6. 精度管理費	数量	単価	金額	備考
精度管理費				
(小計)				

7. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額 (合計)		

8. 成果検定費	金額	備考
成果検定費		

F II -2工程 工程基準額(円/km²)

地区コード	
地区名	
縮尺	1/1000

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
(小計)							

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	原図用紙1	29.7×42.0cm		枚			
(計)							
雑品費				%			
(小計)							

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	インクジェットプロッタ			台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ		台時			
(計)							
雑器具費				%			
(小計)							

4. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)	

G工程 工程基準額(円/km²)

地区コード	
地区名	
縮尺	1/1000
標準作業量	2,880点(筆界点)

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
(小計)							

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	CD-R			枚			
(計)							
雑品費				%			
(小計)							

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	トータルステーション	2級		台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ		台時			
(計)							
雑器具費				%			
(小計)							

4. 精度管理費	数量	単価	金額	備考
精度管理費				
(小計)				

5. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)	

H工程 工程基準額

複図作成

地区コード	
地区名	
縮尺	
標準作業量	100枚あたり

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考	
測量技師				人				
測量技師補				人				
測量助手				人				
(小計)								

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考	
所要材料費	原図用紙1	29.7×42.0cm		枚				
(計)								
雑品費				%				
(小計)								

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考	
機械の損料	インクジェットプロッタ			台日				
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ		台日				
(計)								
雑器具費				%				
(小計)								

4. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等		%			
(小計)					

5. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)	

令和8年度

宍 粟 市 地 籍 調 査 業 務
(2項委託)

仕 様 書



宍 粟 市

第1章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、宍粟市（以下「発注者」という。）が国土調査法第10条第2項の規定に基づき実施する地籍調査事業（2項委託）に伴う各工程の作業を、本業務の受託法人（以下「受注者」という。）が円滑に実施する上で必要な事項を定める。

(準拠する法令等)

第2条 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか委託契約書及び下記の関係法令等に基づき実施する。

- (1) 国土調査法
- (2) 国土調査法施行令
- (3) 国土調査法施行規則
- (4) 地籍調査作業規程準則
- (5) 地籍調査作業規程準則運用基準
- (6) 地籍調査事業（2項委託）実施要領
- (7) 地籍調査事業工程管理及び検査規程
- (8) 2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則
- (9) 地籍調査の成果の認証の請求及び認証の承認申請に係る書類の作成要領
- (10) 基準点測量作業規程準則
- (11) 測量法
- (12) 地籍調査成果電子納品要領
- (13) 宍粟市契約規則
- (14) その他関係法令及び通達

(疑義)

第3条 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定し、業務を遂行するものとする。

(実施計画等)

第4条 受注者は、業務着手前に次に掲げる書類を作成し、発注者の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 主任技術者及び現場責任者選任届
- (4) 受託監督者及び受託検査者選任届
- (5) 技術者経歴証明書
- (6) その他発注者の指示する書類

(主任技術者等)

第5条 受注者において選任する主任技術者は測量士の資格を有し、かつ土地家屋調査士、地籍調査管理技術者、地籍主任調査員のいずれかの資格を有する者又は同等の知識、経験を有する者と発注者が認める者とする。

- 2 受注者は、測量作業に従事する際は、測量作業現場責任者として測量士又は測量士補の資格を有する者を常時現場に1名以上配置すること。
- 3 受注者は、一筆地調査作業に従事する際は、調査作業現場責任者として土地家屋調査士、地籍調査管理技術者又は地籍主任調査員の資格を有する者を常時現場に1名以上配置すること。
- 4 主任技術者等は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとする。

(受託監督者及び受託検査者)

第6条 受注者において選任する受託監督者及び受託検査者は測量士の資格を有し、かつ土地家屋調査士、地籍調査管理技術者、地籍主任調査員のいずれかの資格を有する者又は同等の知識、経験を有すると発注者が認める者とする。

- 2 受託監督者は、作業員（主任技術者を含む。）及び受託検査者以外の者とする。
- 3 受託検査者は、作業員（主任技術者を含む。）及び受託監督者以外の者とする。

（土地への立ち入り等）

第7条 受注者は、業務の実施にあたり他人の土地に立ち入る場合は、発注者が発行する国土調査法第24条第3項の規定による身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

- 2 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に概要を報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者等の許可を得るものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 前項の伐採、除却等は受注者が実施するものとし、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。また、伐採木を処分する場合等には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

（関係官公署との調整）

第8条 受注者は、本業務を遂行するにあたり、関係官公署との調整が必要な場合は、発注者とともに対応すること。

（損害の補償）

第9条 受注者は、本業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。

- 2 前項の損害賠償等の責任は受注者が負うものとする。

（貸与資料）

第10条 本業務を実施する上で必要な資料等（発注者以外の第三者が管理する資料等含む。）は、発注者より主任技術者が貸与を受けるものとする。

- 2 貸与資料を本業務遂行上複製が必要な場合は、発注者の承諾を得て行うものとする。
- 3 前項の複製品及び貸与された資料等についてはその重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故のないように管理、取扱いを行うものとし、本業務の完了後あるいは使用済みの場合は、発注者の照会を受け速やかに返却するものとする。

（協議及び報告等）

第11条 受注者は、本業務の作業段階ごとに作業内容、作業手法等を発注者と協議を行い、協議結果を打合せ簿等に記録し、その都度、発注者に提出するものとする。

- 2 受注者は、業務実施期間中の進捗状況及び作業日誌等について、毎月報告書を発注者に提出するものとする。
- 3 工期内に完了した作業等について、発注者から成果等の一部提出を求められた場合、受注者は速やかにこれに対応しなければならない。

（工程管理）

第12条 本業務の工程管理のうち、受注者の作業の進捗管理は発注者が行い、進捗管理以外の工程管理については、各工程小分類の作業終了後、「2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則」により受注者の受託監督者が行うものとする。

（検査）

第13条 本業務の検査は、各工程の作業終了後、「2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則」により、受注者の受託検査者が行った後に発注者が委託者検査を行うものとする。

- 2 発注者が行う委託者検査は、連続する工程大分類をまとめて実施することができる。
- 3 やむを得ない事由により、管理又は検査の終了を待たずに後続作業を行う場合は、発注者の工程管理者又は検査者の承認を得なければならないものとする。
- 4 前項に定める検査において、発注者から本仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合、受注者は速やかに修正し、再検査の合格をもって次工程作業への着手又は業務の完了とするものとする。

5 作業が完了し、前2項の検査に合格した成果品については、逐次納品するものとする。

(成果品の検定)

第14条 受注者は、地籍図根三角測量、細部図根測量、一筆地測量の成果において、第三者機関（「2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則の6. 第三者機関による地籍調査成果品の検定」に定める基準を満たす機関）による検定を受けるものとする。

(成果品の作成)

第15条 本業務の成果品については、本仕様書で工程ごとに定める成果品とし「地籍調査成果電子納品要領」に基づき作成するものとする。

(成果品の帰属)

第16条 本業務において使用及び作成した成果品等は全て発注者に帰属し、受注者は発注者の許可無く使用、複製、流用してはならない。

(守秘義務)

第17条 受注者は、本業務の遂行上知り得た全ての事項について、本契約期間中及び契約期間終了後も第三者に漏洩してはならない。

2 業務上収集した情報を発注者の許可なく複写及び加工し、外部に持ち出してはならない。

第2章 事業概要

(事業概要)

第18条 事業の概要は、次のとおりとする。

地区名	千種町 西河内④	千種町 七野①	千種町 七野②	千種町 西河内⑤	千種町 下河野①	千種町 下河野②
実施範囲	区域図の とおり	区域図の とおり	区域図の とおり	区域図の とおり	区域図の とおり	区域図の とおり
作業工程	FⅡ-2、G、 H	FⅡ-2、G、 H	FⅡ-1、FⅡ -2、G、H	C、E、FⅠ、 FⅡ-1	C、E、FⅠ	C
面積	1.53 km ²	3.01 km ²	1.49 km ²	2.90 km ²	1.44 km ²	2.18 km ²
筆数 (調査前)	308 筆	184 筆	159 筆	435 筆	280 筆	323 筆
筆数 (調査後)	247 筆	148 筆	128 筆	348 筆	224 筆	259 筆
縮尺	1/1,000	1/1,000	1/1,000	1/1,000	1/1,000	1/1,000
精度	乙2	乙2	乙2	乙2	乙2	乙2
傾斜条件	急傾斜1	急傾斜2	急傾斜1	急傾斜1	急傾斜1	急傾斜1
視通状況	山Ⅰ	山Ⅰ	山Ⅰ	山Ⅰ	山Ⅰ	山Ⅰ
筆の形状	不整形	不整形	不整形	不整形	不整形	不整形
周長	7.04 km	14.94 km	11.27 km	11.82 km	10.85 km	10.33 km
役所から の距離	7.0 km	2.0 km	2.0 km	7.0 km	3.5 km	3.5 km

第3章 地籍図根三角測量（C工程）

（業務概要）

第19条 本工程の標準作業工程は、次のとおりとする。

- （1）計画及び準備
- （2）選点
- （3）標識の設置
- （4）観測及び測定
- （5）計算
- （6）点検測量
- （7）取りまとめ（成果簿作成）

（使用機器）

第20条 本作業に使用する機器は1級GNSS測量機、2級トータルステーション以上とする。

- 2 使用機器は、所定の検査を受けたものとし、適宜、点検及び整備を行い良好な作動条件を確保するものとする。
- 3 前2項は、次章以下に示す使用機器についてもこれを準用するものとする。

（作業計画）

第21条 地形図上で新点の概略位置を決定し、計画図を作成するものとする。

- 2 原則として、電子基準点を与点とするGNSS法により実施する。
- 3 地形状況等の理由によりGNSS測量の実施が困難な場合は、発注者と協議の上その承認を得てTS測量とすることができる。

（選点）

第22条 計画図に基づき、現地において新点位置を選定し、選点図、平均図及び観測図を作成するものとする。

- 2 本業務の地籍図根点は、地籍調査作業規程準則及び同運用基準（以下「作業規程」という。）に定める事項のほか、用地調査及び公共事業等の基準となる点であることに留意し、保存条件等を充分考慮して選点を行うものとする。
- 3 選点図、平均図及び観測図は発注者に提出し、監督員の確認を得た後、平均図に発注者の監督員が承諾署名（承諾日記載）をするものとする。
- 4 地形状況等により「作業規程」に定める事項の厳守が厳しい場合は、理由書を作成して発注者の監督員の承諾（承諾日記載）を得るものとする。

（土地所有者等への承諾）

第23条 地籍図根三角点標識設置に係る土地所有者の承諾については、発注者がこれを行うものとする。

（標識の設置）

第24条 地籍図根三角点には、10cm×10cm×70cm角柱又は同等以上のものとする。山地は、プラスチック（難燃性でありJIS規格のもの）9cm×9cm×70cm以上を使用するものとする。

- 2 恒久的構造物等に地籍図根三角点を設置する場合は、金属標（真鍮又はアルミ製）φ75mm×90mm以上を使用する。

（選点手簿）

第25条 標識設置時、地籍図根三角点選点手簿を作成するものとする。

（観測及び計算）

第26条 地籍図根三角点の観測及び計算の方法は、「作業規程」に定めるところによるものとする。

- 2 平均計算に使用するプログラムは、第三者機関等の検定を受けたものとし、検定証明書を発注者に提出して承認を得るものとする。

(点検測量)

第 27 条 観測及び計算の後、平均図において採用する観測辺数の総和の 10%以上について点検測量を行うものとし、そのうち抽出した点検辺の 30%以上について、点検測量に受託監督者が立ち会うものとする。

2 点検測量の結果は、点検測量精度管理表に取りまとめるものとする。

(成果品)

第 28 条 成果品は「第 11 章成果品」のとおりとする。

第 4 章 地籍図根多角測量 (D 工程)

第 29 条 本作業については、省略するものとする。

第 5 章 一筆地調査 (E 工程)

(業務内容)

第 30 条 本工程の標準作業工程は、次のとおりとする。

- (1) 作業計画及び準備
- (2) 単位区域界調査
- (3) 調査図素図等の作成
- (4) 現地調査の通知
- (5) 現地調査
- (6) 取りまとめ

(作業計画及び準備)

第 31 条 受注者は、発注者及び調査対象地区の地籍調査推進委員と協議し、一筆地調査作業進行予定表を作成し発注者に提出するものとする。

(作業に関する業務報告)

第 32 条 受注者は地籍調査業務実施中、原則として、作業の進捗状況を随時監督員に報告するものとする。

(調査図素図等の作成)

第 33 条 作業区域内の調査図素図作成は、法務局備付けの公図（字限図）を使用する。また分筆登記等により地積測量図がある筆については、写しを取り確認するものとする。

- 2 地籍調査票は、法務局の土地登記簿（要約書）を基に作成するものとする。
- 3 調査図素図等を用いて調査図一覧図を作成するものとする。
- 4 法務局備え付けの公図と土地登記簿（要約書）に不一致等の問題点があった場合は、一覧表を作成し、発注者に提出するとともに原因等調査するものとする。

(説明会)

第 34 条 主任技術者又は作業担当者は、発注者が開催する推進委員会及び地元説明会に出席するものとする。

2 地元説明会に使用する資料等については、発注者と受注者とが協議して作成するものとする。

(現地調査の通知)

第 35 条 受注者は、現地調査の実施を通知するために土地の所有者その他の利害関係人又はその代理人に立会目的、日時等を記載した立会通知文を作成するものとする。

- 2 前項の場合、受注者は発注者と十分協議の上、現地調査に着手する時期を決定し、作業班ごとにその日時、地番、所有者等を記入し、現地調査立会調書として作成するものとする。
- 3 立会通知文は、立会日の 2 週間前までに発注者に提出するものとする。

- 4 調査日程については、筆数、面積等を十分に考慮し、日割及び作業班体制を決定すること。その決定については、監督員と協議を行うものとする。
- 5 土地所有者への立会通知については、所有者及び共有者全員、所有者が死亡の場合は相続人全員へ通知すること。また、住所不明者については監督員と協議するものとする。

(現地調査作業)

第 36 条 立会は受注者の主導で行うものとするが、問題等が発生した場合は監督員の指示を仰ぐものとする。

- 2 現地調査は、調査図素図及び境界復元図等に基づいて、おおむね土地の配列の順序に従い毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。
- 3 各筆の立会については、土地所有者その他の利害関係人又はその代理人の立会が確実となるよう努め、不備のないようにすること。
- 4 各筆の筆界の確認は、地籍調査における最も重要な作業の一つであり、調査を円滑かつ迅速に実施するためにも、筆界の確認にあたっては特に入念に対処すること。

(調査図作成)

第 37 条 筆界番号標を設置したときは、その都度、調査図素図の該当する箇所にその番号を記録するものとする。

- 2 調査図素図の標示が現地調査の結果と相違しているときは、当該表示事項を訂正及び修正又は記録するとともに、次の場合には調査図素図に必要な事項を記録して調査図を作成する。
 - (1) 分割があったものとして調査する場合
 - (2) 合併（一部合併を含む。）があったものとして調査する場合
 - (3) 新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した場合
 - (4) 滅失（一部滅失を含む。）又は不存在地があった場合
 - (5) 地番を変更する場合

(地籍調査票整理)

第 38 条 現地調査の立会の経緯を記録するため地籍調査票に土地所有者その他の利害関係人又はその代理人に署名させるとともに、地籍調査において同意（承認）を得ることとされている次の場合には、当該同意をした土地所有者又はその代理人あるいは、その相続人に署名させるほか地籍調査票に必要な事項を記録し、整理する。

- (1) 地番変更をする場合
- (2) 分割があったものとして調査する場合
- (3) 合併（一部合併を含む。）があったものとして調査する場合
- (4) 滅失（一部滅失を含む。）又は不存在地があった場合
- 2 上記立会后、再立会を行う箇所については、再立会の際、土地所有者その他の利害関係人又はその代理人に再度、署名させるほか、立会時の経緯を地籍調査票適用欄に記録する。
- 3 地番区域ごとに現地調査を終えたときは、その都度、地番（枝番号を含む）の順序に編綴する。

(立会処理簿作成)

第 39 条 現地調査の立会状況を現地調査立会調書に取りまとめるとともに、筆界の確認が得られない土地及び土地所有者等の立会のできない土地については、調査の経緯等を記入し、再立会調書として作成する。

- 2 上記の再立会調書は、各作業班、町名（字名）ごと、内容別（民地、県道、市道、水路、官有地等）ごとに整理し、発注者に提出すること。また、再立会日程表は発注者と十分打ち合わせの上で作成し、土地所有者等への連絡をする。
- 3 再立会の立会結果は、再立会調書に取りまとめる。
- 4 現地調査立会調書及び再立会調書は、作業班ごとに立会処理簿として製本する。

(成果品)

第 40 条 成果品は「第 11 章成果品」のとおりとする。

第6章 地籍細部測量（F I 工程） （D 工程省略）

（業務概要）

第41条 本工程の標準作業工程は、次のとおりとする。

- （1）計画及び準備
- （2）選点及び標識の設置
- （3）観測及び測定
- （4）計算
- （5）点検測量
- （6）取りまとめ（成果簿作成）

（使用機器）

第42条 本作業に使用する機器は2級GNSS測量機、2級トータルステーション以上とする。

- 2 使用機器は、所定の検査を受けたものとし、適宜、点検及び調整を行い良好な作動条件を確保するものとする。

（作業計画）

第43条 地形図上で新点の概略位置を決定し、計画図を作成するものとする。

- 2 細部図根測量は多角測量法によることを原則とする。ただし、見通し障害等によりやむを得ない場合は放射法によることができるものとする。

（選点）

第44条 計画図に基づき、現地において新点位置を選定し、選点図、平均図及び観測図を作成するものとする。

- 2 本業務の細部図根点は、地籍調査規程準則及び同運用基準（以下「作業規程」という。）に定める事項のほか、用地調査及び公共事業等の基準となる点であることに留意し、保存条件等を充分考慮して選点を行うものとする。
- 3 選点図、平均図及び観測図は発注者に提出し、監督員の確認を得た後、平均図に発注者の監督員が承諾署名（承諾日記載）をするものとする。
- 4 地形状況等により「作業規程」に定める事項の厳守が厳しい場合は、理由書を作成して発注者の監督員の承諾署名（承諾日記載）を得るものとする。

（土地所有者等への承諾）

第45条 細部図根点標識設置に係る土地所有者の承諾については、発注者がこれを行うものとする。

（標識の設置）

第46条 細部図根点は、プラスチック（難燃性であり JIS 規格のもの）を標準とする 3.0 cm×3.0 cm×40 cm以上を使用するものとする。

- 2 恒久的構造物等に細部図根点を設置する場合は、鋳を使用する。
- 3 1、2項のほか交点等におおよそ 200m 間隔で、プラスチック（難燃性であり JIS 規格のもの）を標準とする 4.5 cm×4.5 cm×45 cm以上を使用するものとする。（地籍図根多角点に準じた標識）
- 4 3項に加え恒久的構造物等に細部図根点を設置する場合は、金属標（真鍮^{ちゅう}又はアルミ製）φ50mm×70mm以上を使用する。（地籍図根多角点に準じた標識）

（設置状況写真）

第47条 地籍図根多角点に準じた標識を設置した場合は、標識の設置状況写真を撮影し提出するものとする。

（観測及び計算）

第48条 細部図根点の観測及び計算の方法は、「作業規程」に定めるところによるものとする。

2 平均計算に使用するプログラムは、第三者機関等の検定を受けたものとし、検定証明書を発注者に提出して承認を得るものとする。

(放射法による細部図根測量)

第 49 条 放射法による細部図根測量は、地籍図根測量又は多角測量法による細部図根測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

2 細部放射点については、全数において、与点とした細部多角点等からの同一方法の観測により点検測量を行うものとする。

(点検測量)

第 50 条 観測及び計算の後、多角測量法により新設した細部図根点の 2% 以上（放射法、開放路線については全数）について、点検測量を行うものとし、そのうち抽出した点検点の 30% 以上について、点検測量に受託監督者が立ち会うものとする。

2 点検測量の結果は、点検測量精度管理表に取りまとめるものとする。

(成果品)

第 51 条 成果品は「第 11 章成果品」のとおりとする。

第 7 章 一筆地測量（F II - 1 工程）

(一筆地測量の方法)

第 52 条 一筆地測量は、放射法、多角測量法又は交点計算方法によるものとする。

(与点の点検)

第 53 条 放射法により一筆地測量を行う場合、地籍図根測量又は細部図根測量に引き続き行う場合を除き、同一の多角路線に属する他の細部図根点等までの距離の測定又は基準方向と同一の多角路線に属する他の細部図根点等との夾角の観測を行い、与点の点検リストの作成を行うものとする。

(位置の点検)

第 54 条 総筆界点の 2% 以上について、一筆地測量に用いた以外の細部図根点等より点検を行い、精度管理表にまとめる。

(一筆地調査成果との整合点検)

第 55 条 一筆地測量完了後、一筆地調査後成果（データ）と突合を行い、成果の整合性の点検を行うものとする。

(仮閲覧)

第 56 条 受注者は、発注者の指示により仮閲覧を実施する場合は、前条の整合性の点検後、地番、地目等を表示した仮閲覧図と仮閲覧書の作成を行うものとする。

2 発注者が地元公民館施設等で行う仮閲覧又は指示する期間において、作業補助者として主任技術者又は作業担当者が閲覧に同席するものとする。

(成果品)

第 57 条 成果品は「第 11 章成果品」のとおりとする。

第 8 章 地籍図原図作成（F II - 2 工程）

(原図の作成)

第 58 条 原図は仮作図を行い図形その他事項に誤りがないことを確かめ、発注者の確認を得た後地籍図の様式を定める省令に基づき原図用紙に製図して作成するものとする。

(製図)

第 59 条 原図は、自動製図機（プリンター等）を用いて作成するものとする。

(成果)

第 60 条 成果品は「第 11 章成果品」のとおりとする。

第9章 地積測定（G工程）

（地積測定精度管理表）

第61条 受注者は地積測定を行った場合に、調査区域を構成する各筆の面積の合計と調査区域の面積が等しくなるかどうかを点検し精度管理表の作成を行うものとする。

（地積測定成果簿）

第62条 地積測定の結果は地積測定成果簿に取りまとめるものとする。

（磁気記録）

第63条 地積測定業務完了後、地籍フォーマット 2000 等に基づき成果の磁気記録の作成を行う。

（成果品）

第64条 成果品は「第11章成果品」のとおりとする。

第10章 地籍図及び地籍簿案の作成（H工程）

（地籍調査票及び地籍図原図の整理）

第65条 一筆地調査で作成された地籍調査票（現地調査用）を用い、調査前より調査後への異動事項を登録して地籍調査票データを作成するものとする。

2 地籍調査票データ作成後、合筆、分筆、地目変更等の異動事項について整合性の確認を行うものとする。地籍図原図番号及び地積測定成果簿より地積を登録し、地籍調査票（データ出力用）を作成するものとする。

3 地籍調査票データの整合性の確認の後、地積測定成果簿（データ）との突合点検を行い、一致していることを確認し、地籍調査票データに地籍図番号と各地番の地積を登録するものとする。

（地籍簿案の作成）

第66条 地籍簿案の作成については、「地籍簿作成要領」に基づいて行うものとする。

（閲覧）

第67条 受注者は、発注者が行う閲覧を実施するまでに、地籍図原図及び地籍簿案を基に閲覧書の作成を行うものとする。

2 発注者が地元公民館施設等で行う閲覧又は指示する期間に作業補助者として主任技術者又は作業担当者が閲覧に同席するものとする。

（申出に係る修正）

第68条 受注者は、閲覧により地図及び簿冊に測量若しくは調査上の誤り又は政令で定める限度以上の誤差がある等の申出があり、「誤り等申出書」が作成された場合は、事実関係を調査し、発注者と十分な打ち合わせを行い、その申出に係る事実があると認めたときは、当該地図及び簿冊を修正するものとする。

（成果品）

第69条 成果品は「第11章成果品」のとおりとする。

第 11 章 成果品

(成果品)

第 70 条 本業務による成果品は次のとおりとする。なお、成果品の様式等は「地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例」によるものとする。

		成 果 品 名 称	備考
C 工 程	基準点成果	①基準点等成果表写	○
		②基準点現況調査報告書（使用した場合のみ）	○
		③基準点現況写真	○
	選点手簿	①地籍図根三角点選点手簿（設置後の写真）	○
	選点図	①地籍図根三角点選点図	○
		②地籍図根三角点観測状況写真（測量機器の番号が分かる写真も含む）	○
	標識の設置	①地籍図根三角点設置状況写真	○
	観測計算諸簿	①地籍図根三角測量平均図（監督員承認）	○
		②地籍図根三角測量観測図	○
		③GNS S 観測計画表	○
		④GNS S 観測記録簿	○
		⑤GNS S 測量観測手簿	○
		⑥GNS S 測量観測記簿	○
		⑦点検計算簿（重複辺、環閉合、電子基準点間閉合）	○
		⑧三次元実用網平均計算	○
	網図	①地籍図根三角点網図（5部）	○
	成果簿	①地籍図根三角点成果表	○
	精度管理表	①地籍図根三角測量精度管理表	○
	点検測量	①GNS S 測量観測手簿（点検測量）	○
		②GNS S 測量観測記簿（点検測量）	○
③地籍図根三角測量精度管理表（点検測量）		○	
検定証明	①測量機器検定証明書	○	
	②電算プログラム点検証明書	○	
	③測量成果品検定証明書（記録書含む）	○	
E 工 程	調査図素図等	①公図（字限図）	○
		②調査図一覧図	○
		③調査素図	◎
		④調査図	◎
		⑤地元古図等参考資料	○
	地籍調査票等	①E工程チェックリスト	○
		②地目別面積変動表	◎
		③不所在地調書	◎
		④地図と台帳の不一致リスト	◎
		⑤調査図と台帳の不一致リスト	◎
		⑥地図と台帳の不一致調書	○
		⑦地籍調査票（現地調査用）	○
	一筆地調査報告	①一筆地調査完了報告書	○
		②一筆地調査工程管理記録	○
		③一筆地一覧表	◎
④土地管理者名簿		◎	
⑤一筆地調査立会調書（日程表）		◎	
⑥作業日誌		○	

		⑦作業打合せ簿	○
		⑧問題点報告書	○
F I 工程	選点図	①細部図根点選点図（5部）	○
		②細部図根点観測状況写真（測量機器の番号が分かる写真も含む）	○
	標識の設置	①細部図根点設置状況写真	○
	観測計算諸簿 （多角測量法）	①細部図根測量平均図（監督員承認）	○
		②細部図根測量観測図	○
		③細部図根測量観測手簿	○
		④細部図根測量観測記簿	○
		⑤点検計算（座標）	○
		⑥X Y網平均計算	○
	観測計算諸簿 （放射法）	①細部図根測量観測手簿	○
		②細部図根測量観測記簿	○
		③細部図根測量座標計算簿	○
	網図	①細部図根点網図（5部）	○
	成果簿	①細部図根点成果簿	○
	精度管理表	①細部図根測量精度管理表（その1）	○
		②細部図根測量精度管理表（その2）	○
③細部図根測量精度管理表（その3）		○	
④細部図根測量精度管理表（放射法）		○	
⑤点検計算路線図		○	
点検測量	①細部図根測量観測手簿（点検測量）	○	
	②細部図根測量精度管理表（点検測量）	○	
検定証明	①測量機器検定証明書	○	
	②電算プログラム点検証明書	○	
	③測量成果品検定証明書（記録書含む）	○	
F II -1 工程	観測計算緒簿	①一筆地測量観測手簿・記簿	○
		②一筆地測量座標計算簿	○
	成果簿	①筆界点成果簿	○
	与点の点検	①基礎点の点検リスト	○
	精度管理表	①一筆地測量精度管理表	○
検定証明	①測量機器検定証明書	○	
	②測量成果品検定証明書（記録書含む）	○	
F II -2 工程	地籍図等	①地籍図仮作図	○
		②地籍図原図	○
		③地籍図一覧図（5部）	○
		④筆界点番号図	○
G 工程	観測計算諸簿	①地積測定観測計算簿	○
	成果簿	①地積測定成果簿	○
	精度管理表	①地積測定精度管理表（全体集計）	○
②地積測定精度管理表（地目別集計）		○	
H 工程	地籍簿等	①地籍簿（案）	○
		②地籍図複図（2部）	○
		③閲覧確認書	○
全工程共通		①工程管理記録表	○
		②受託検査者記録表	○
		③検査成績表	○

- ※上記は、一般的な測量手法による成果品の例である。他の手法で測量を実施する場合の成果品については、発注者と受注者とが協議を行い決定する。
- ※電子納品の詳細については、発注者と受注者とが協議の上決定するものとする。
- ※備考欄に○がある書類は、紙ベースで納品するものとする。ただし、地籍図根点及び細部図根点の設置状況写真は、ファイル名がわかる一覧表を紙ベースで添付のこと。
- ※備考欄に◎がある書類は、発注者の指定する「事務支援システム」の様式に合わせることに。なお、発注者が所有する事務支援システムは、(株)上智製である。
- ※表中の網掛けは、認証請求に添付する書類。
- ※上記成果品のほか、各工程作業状況写真を別冊で提出すること。

宍粟市地籍調査業務特記仕様書

(目的)

第1条 本特記仕様書は、宍粟市（以下「発注者」という）が受注者へ委託した宍粟市地籍調査業務仕様書についての補足事項を定める。

(筆界点名について)

第2条 筆界点は、発注者の特別な指示が無い場合は以下の基準で点名を付し、発注者が所有する地籍調査管理システムで統一して管理できるように成果の納品を行うものとする。

点名例	筆界点の説明	補 足
〇〇B-□□□□ 〇〇C-□□□□	現地調査により、筆界杭を設置し実測した筆界点	〇〇（2桁）：測量年度の西暦下2桁 B、C：調査班が外注 □□□□（4桁）：点番号
〇〇B-□□□□K 〇〇B-□□□□K1	実測値から計算により算出した筆界点	幅付点・線上交点等 同一点からの計算が複数の場合
〇〇B-□□□□KK	計算点から再計算した筆界点	線上交点からの幅付等
W-□□□□□	図解法成果を数値化した筆界点	過年度数値化データを読み込
H3-□□□□□	確定測量成果を数値化した筆界点	過年度数値化データを読み込 H3（2桁）：和暦 H3は平成3年
〇〇A-SD□□□□	測量データ等から発生させた筆界点	地積測量図、丈量データ等を入力 〇〇A：年度と調査班
〇〇A-KD□□□□	国道の境界データを使用する場合	国交省座標データを入力 〇〇A：年度と調査班
KY〇-□□□□	国有林の境界	林野庁座標データを入力 〇：国有林名の頭文字 ※1
〇〇A-SSD□□□□	宍粟市道路台帳を数値化した筆界点	宍粟市道路台帳データを読み込 〇〇A：年度と調査班
〇〇A-MM□□□□	美作市との市境	美作市座標データを読み込 〇〇A：年度と調査班
〇〇A-NS□□□□	西粟倉村との市境	西粟倉村座標データを読み込 〇〇A：年度と調査班

※1（国有林の頭文字）

坂ノ谷：S 横行：Y 東山：H 蛇豆谷：J 音水：O 赤西：A 滝谷：T
マンガ谷：M 駒前：K 沼谷：N 深山：F 阿舎利：AJ 有ヶ原：AH
河原山：KY 藤ヶ谷：FJ 三室：MM 鍋ヶ谷：NT 天児家：TG

(土地立入証貸与申請書)

第3条 受注者は、発注者に土地立入証貸与申請書（別紙1）を提出し立入証の貸与を受けるものとする。

(別紙1)

土地立入証貸与申請書

宍粟市長様

地籍調査事業実施にあたり、国土調査法及び宍粟市地籍調査業務仕様書に基づき、土地立入証の貸与について下記のとおり申請いたします。

記

1. 必要とする地区 _____町_____地区
2. 必要とする期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (予定)
3. 必要とする枚数 _____枚
4. 必要とする者の情報 (土地立入証に記載されます。)

番号	所属機関名	左記住所	氏名	生年月日

令和 年 月 日

申請者 (契約者)

住 所 :

氏 名 :

地籍調査実施区域図

